

道路の位置の指定に関する 取扱い要領

(平成30年11月改定)

川崎市まちづくり局

目 次

1. 目 的	1
2. 根拠法令	1
3. 指定の基準	1
(1) 位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地	1
(2) 道の部分の分筆等	1
(3) 権利者の同意	1
(4) 取り付け道路	2
(5) 位置の指定を受ける道の幅員、形態及び標示等	2
(6) 位置の指定を受ける道の構造	7
(7) 位置の指定を受ける道に接する敷地の形状等	9
(8) 指定道路内等の排水施設	9
(9) 電柱・ガードレール等の工作物	9
4. 位置の指定を受ける道に接する宅地面積の規模	9
5. 道路の維持管理	10
6. 申請の手続き等	10

別 添

申請の手続等

1 . 目 的

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定（以下「位置の指定」という。）を受けようとする道について一定の基準を定め、事務の円滑化を図ることを目的として制定するものである。

2 . 根 拠 法 令

「位置の指定」に関する根拠法令は、次のとおりである。（条文巻末参照）

- (1) 法第42条（道路の定義）
法第45条（私道の変更又は廃止の制限）
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
第144条の4（道に関する基準）
- (3) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）
第9条（道路の位置の指定の申請）
第10条（指定道路等の公告及び通知）
- (4) 建設省告示第1837号（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）
- (5) 建設省住指発第44号通達
昭和46年1月29日付（自動車の転回広場）
- (6) 川崎市建築基準条例（昭和35年条例第20号）
第7条の2（道に関する基準等）
- (7) 川崎市建築基準法施行細則（平成5年川崎市規則第65号、以下「細則」という。）
第15条（道路の位置の指定申請書等）
第16条（道路の変更及び廃止）
第17条（開発区域内等の私道の変更又は廃止）
第19条（道路とみなされる道の指定）

3 . 指 定 の 基 準

- (1) 位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地
都市計画法第29条（開発行為）の許可を要しない土地であること。
 - (2) 道の部分の分筆等
位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地の部分は指定を受けた後に、原則として分筆登記を行ない、登記上の地目は、「公衆用道路」とすること。
 - (3) 権利者等の同意
 - ア 承諾を必要とする権利者等の範囲
 - (ア) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地等の所有権、抵当権、地上権、地役権及び永小作権等の権利を有する者（土地等の所有権が共有名義の場合は、その全ての権利者）
 - (イ) 指定を受けようとする道を道路の位置の指定に係る基準に適合するように管理する者
 - (ウ) 権利者が未成年又は、無能力者の場合は、民法上定められた親権者、後見人又は補佐人とする。
 - (エ) 位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地が私道に接続して指定を受ける場合は、その私道の所有権者
 - (オ) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地に接する土地等の所有者。
- なお、権利者等（（イ）の管理者を除く。）の確認は、土地等の登記事項証明書により行う。（受付時点において1ヵ月以内のもの。）

A 終端に転回広場を設ける場合（T型）

$$a \geq 4 \text{ m}$$

$$5.0 \text{ m} \leq b \leq 10 \text{ m}$$

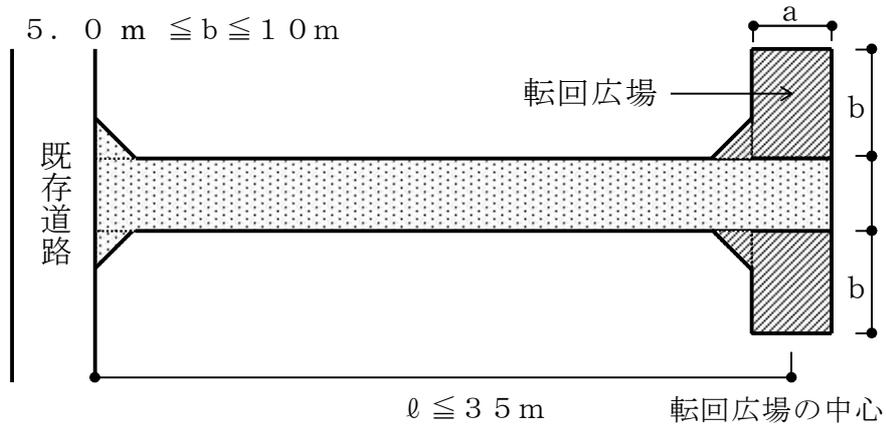


図-1

B 終端に転回広場を設ける場合（L型）

$$a \geq 4 \text{ m}$$

$$5.0 \text{ m} \leq b \leq 10 \text{ m}$$

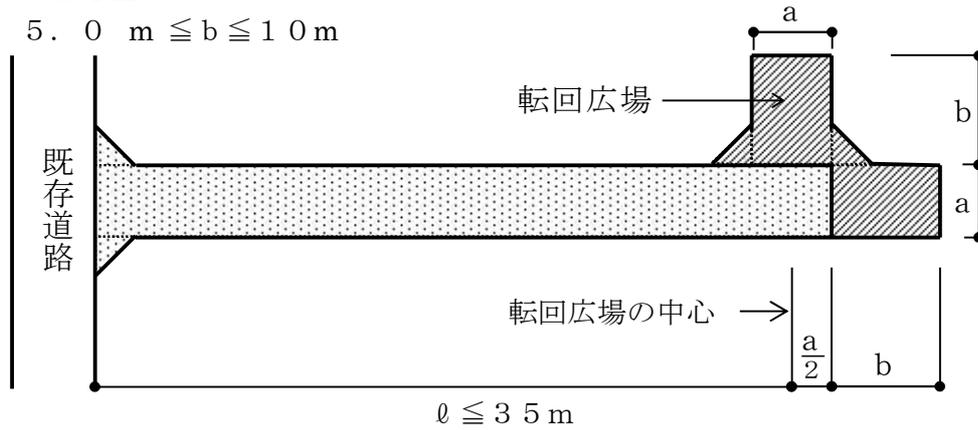


図-2

C 終端及び区間に転回広場を設ける場合

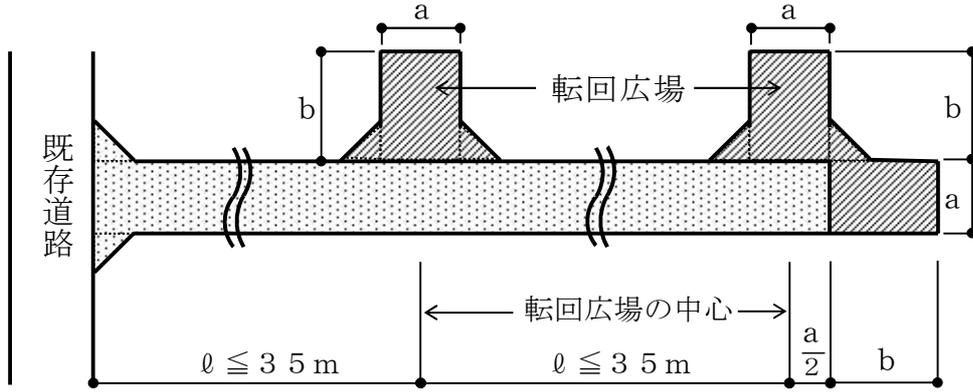
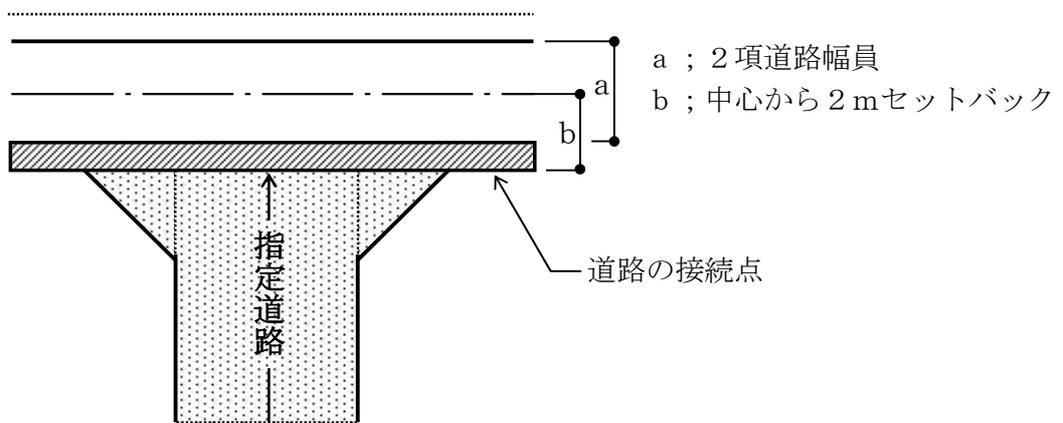


図-3

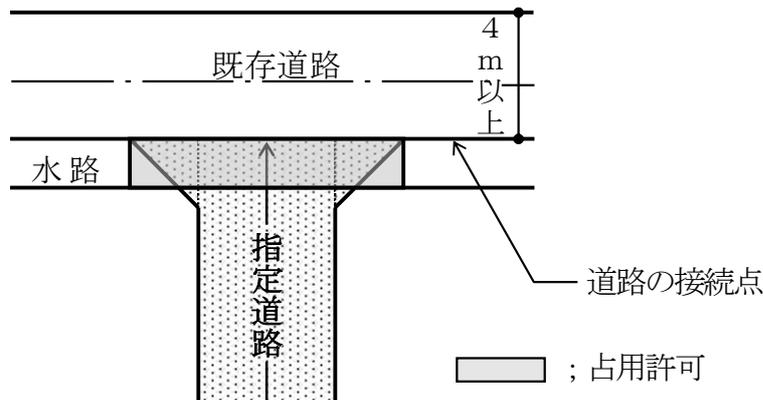
エ 道路延長の測定は、既存道路の接続点から指定を受ける道の終端までの距離（転回広場がある場合は、その距離を含む。）とする。

(ア) 既存道路が法第42条第2項の道路の場合、あるいは水路等がある場合の道路の接続点は、次の基準で測定すること。

A 法第42条第2項の道路の場合

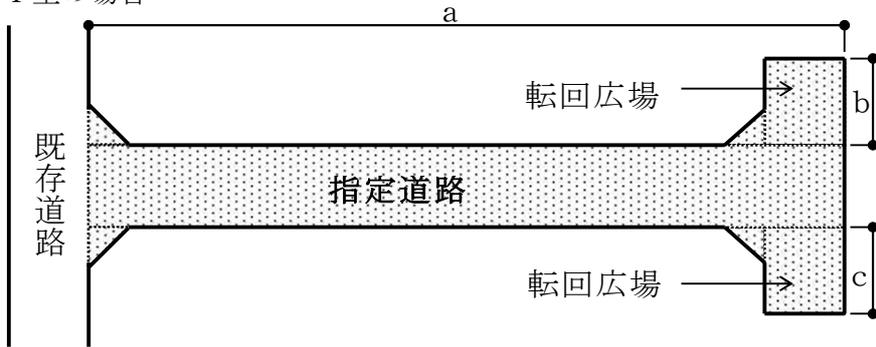


B 接続道路との間に水路がある場合



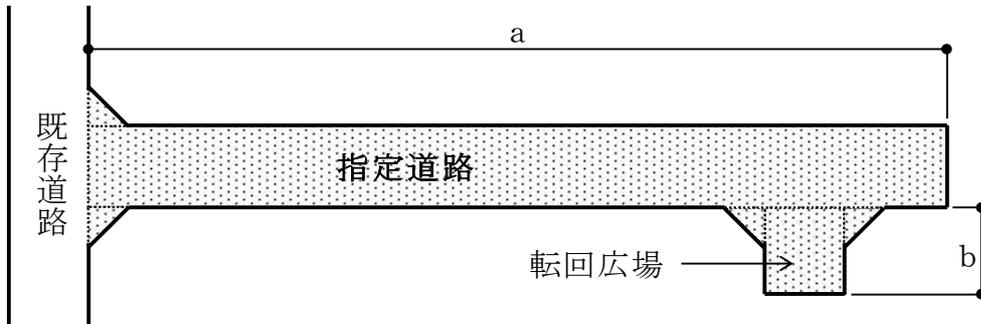
(イ) 道路延長の測定

A T型の場合



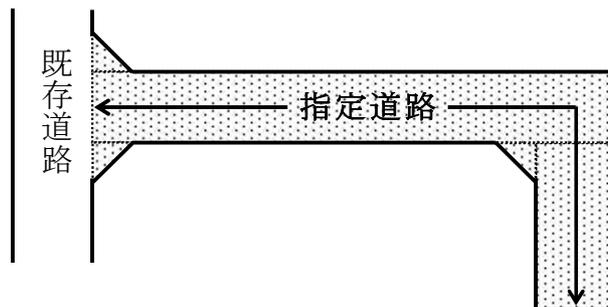
指定延長 $L = a + b + c$

B 転回広場がある場合



指定延長 $L = a + b$

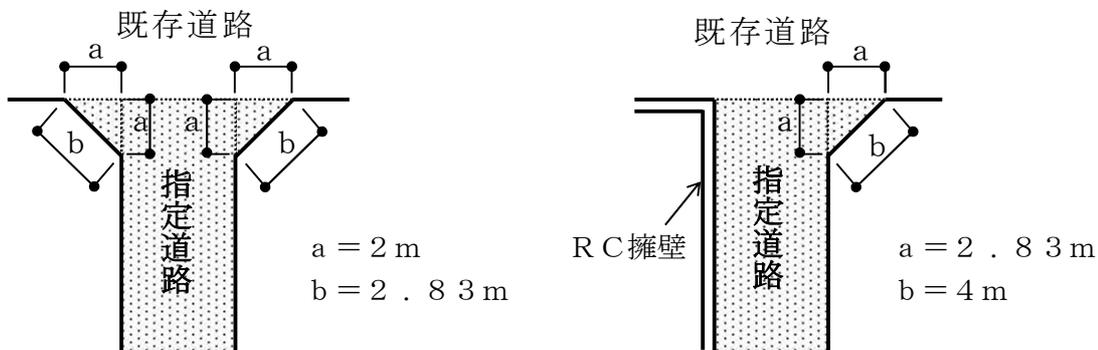
C L型の場合（道路幅員が同一）



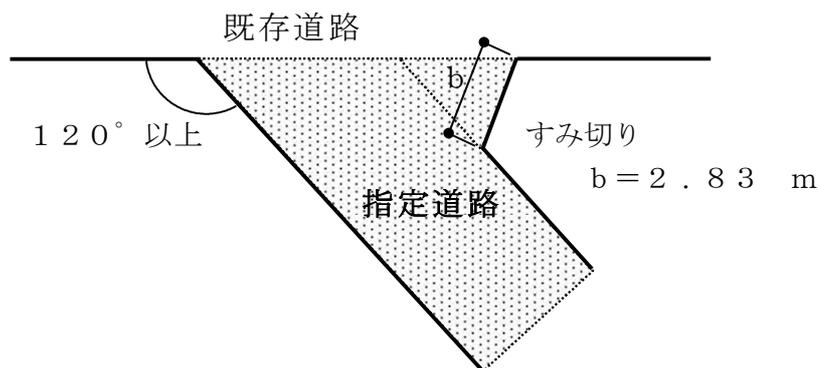
道路の中心線を延長とする。

オ 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、道に接する部分の辺の長さ2メートル以上、他の一辺の長さが2.83メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを道路の一部として設けること。

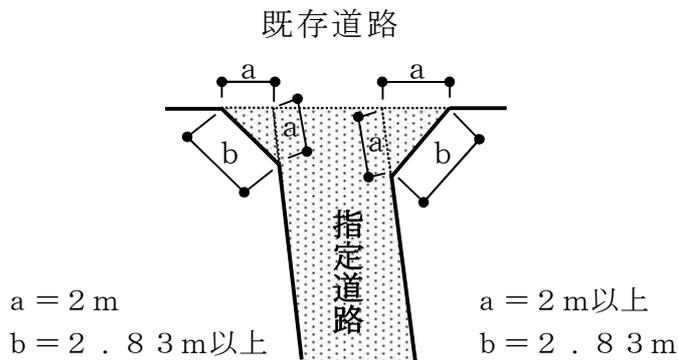
なお、止むを得ない理由があつて片側のすみ切りを設ける場合には、道に接する部分の辺の長さ2メートル以上とあるのを2.83メートル以上と読み替える。



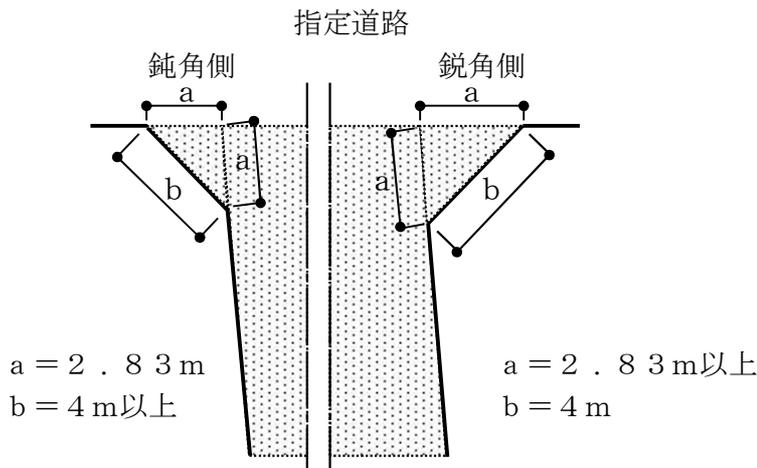
但し、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は、下図による片側すみ切りを設けること。



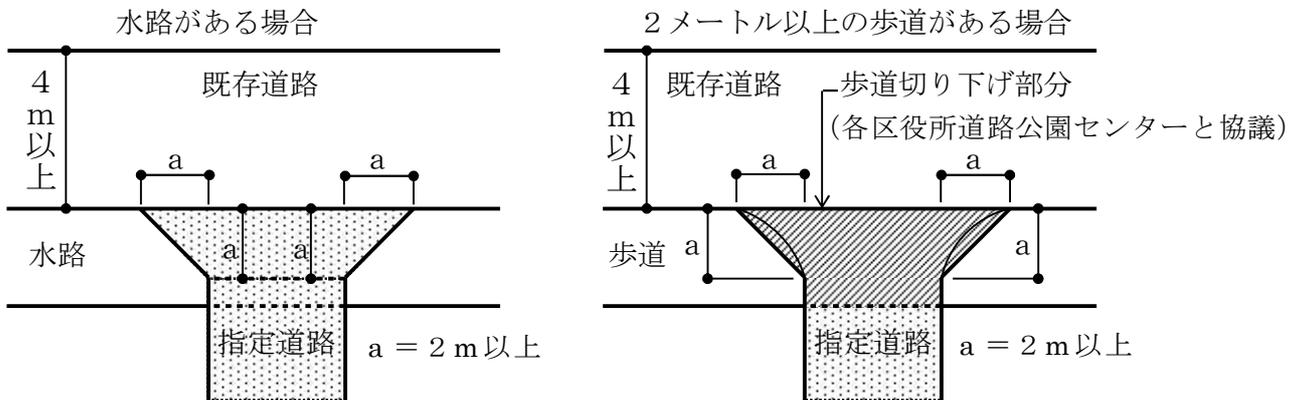
また、交差部分が直角でない場合は、次のとおりとする。



片側すみ切りの場合



特殊な場合



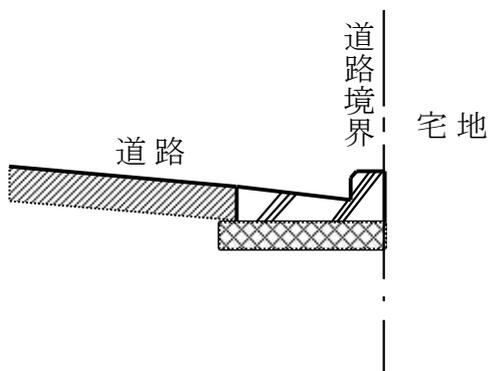
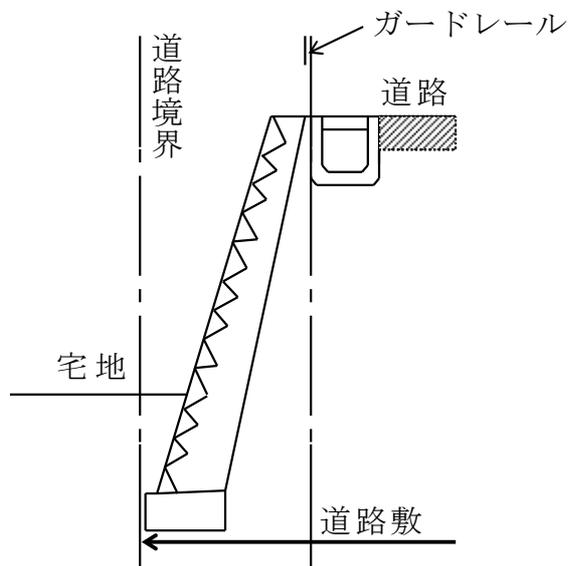
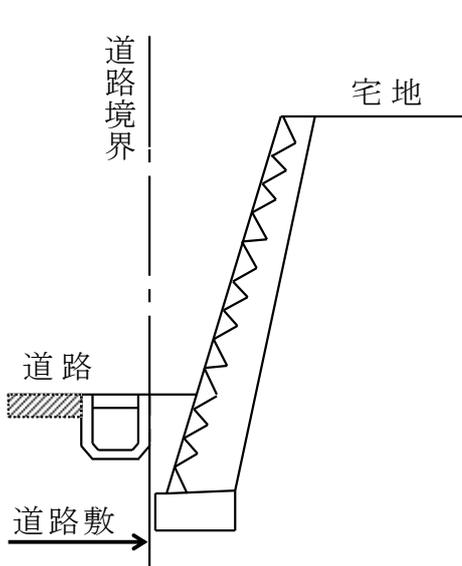
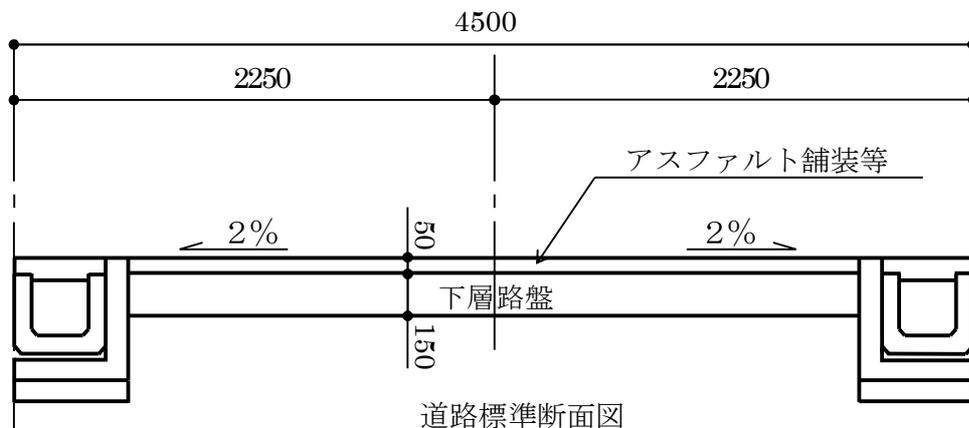
※ 2メートル未満の水路又は歩道の場合は、水路又は歩道を含め基準のすみ切りを設けること。

カ 道路の位置の標示は、その指定を受けた区域をコンクリート、その他の耐水材料で作られている側溝、縁石、その他これらに類するもので行うこと。

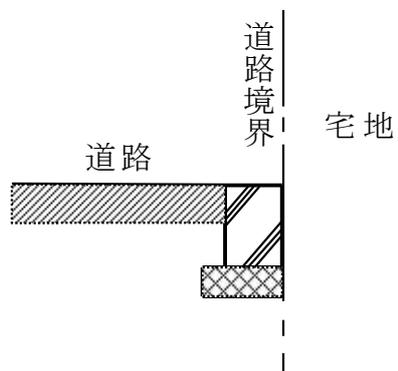
(6) 位置の指定を受ける道の構造

- ア 表層は簡易舗装その他これと同等以上の耐久性を有する構造とすること。
- イ 縦断勾配は、12パーセント以下とする。なお、9パーセントを超える場合は、すべり止め舗装の措置を講ずること。
- ウ 横断勾配は、2パーセントを標準とすること。
- エ 盛土、その他軟弱な地盤に設けられる場合は、十分に転圧し、強固な地盤にしてから舗装工事とすること。
- オ 道路が宅地より高い場合は、ガードレール、車止め等の安全施設を設けること。
- カ 階段状としないこと。

キ 道路構造、境界及び道路敷等は下図による。



U字溝又はL字溝の場合



縁石の場合

(7) 位置の指定を受ける道に接する敷地の形状等

- ア 位置の指定を受ける道に接する敷地が、がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適切な措置を講ずること。
- イ 道と宅地に1メートル以上の高低差が生じる場合は、原則として、幅員1.5メートル以上の専用階段を設けること。
- ウ 宅地に傾斜があり、雨水等が隣地へ流出する恐れのある場合は、宅地内に必要な排水施設を設け、処理すること。
- エ 位置の指定を受けることにより、既存建築物が原則として不適合とならないこと。

(8) 指定道路内の排水施設

- ア 公共下水道計画区域内については、その区域を所管する下水道事務所又は、上下水道局下水道部管路課に技術基準の指導を受けること。
- イ 指定道路内の排水施設の流末は、公共下水道又はその他の排水施設に接続すること。
- ウ 排水施設等の構造は、次のとおりとすること。
 - (ア) U字側溝を設置する場合、その内のり寸法は、240ミリ以上（厚ブタがけ）とすること。なお、集水ます設置箇所は、指定道路内の排水施設と他の排水施設との接続箇所付近及び縦断こう配に応じ必要な位置とすること。
 - (イ) L型側溝を設置する場合、その総幅は、450ミリ以上とすること。
なお、雨水ます設置箇所は、指定道路内の排水施設と他の排水施設との接続箇所付近及びその設置箇所を起点とし、20メートル程度の位置とすること。
- エ 指定道路内の排水施設を第三者の敷地に設置する必要がある場合、又は第三者の排水設備に接続する場合、若しくは指定道路内の排水施設を第三者の敷地に設置し第三者の排水設備に接続する場合はその敷地及び排水施設の所有権を有する者の登録印による承諾書及び印鑑登録証明書を添付すること。
なお、公共用地については、その敷地の管理者の許可書等を添付すること。

(9) 電柱・ガードレール等の工作物

- 位置の指定を受ける道路内には、その道路の有効幅員を確保するため、電柱・ガードレール等の工作物を設けないこと。

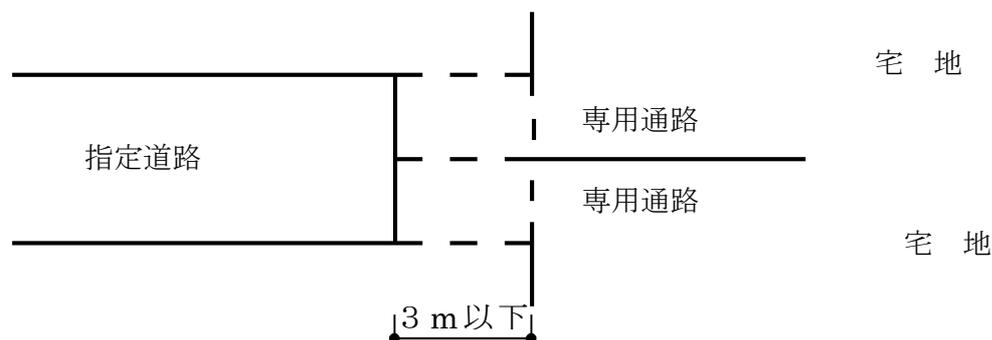
4. 位置の指定を受ける道に接する宅地面積の規模

(1) 計画敷地内の一宅地面積は、つぎのとおりとすること。

- ア 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内における宅地面積は、法第53条の2の規定により都市計画において定められた敷地面積の最低限度以上とすること。
- イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く、全ての用途地域内における宅地面積は70平方メートル以上とすること。ただし、既存整備を目的とする位置指定道路の築造にあつては、この限りでない。
- ウ 宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する工事の許可を必要とする利用宅地については、まちづくり局指導部宅地審査課と協議すること。

(2) 計画敷地内の一宅地面積が4. (1) アとイの内外にわたる場合においては、その宅地の全部について宅地の過半の属する地域の宅地面積とする。

- (3) 専用通路の長さは道路の延長が可能な形態の場合には最高3メートルまでとすること。



5 . 道路の維持管理

位置の指定を受けた道路の管理者は、道路の位置の指定に係る基準に適合するように、常に適正な道路形態を保たなければならない。

また、当該道路の権利者や管理者に変更がある場合、上記内容を承継すること。

6 . 申請の手続き等

申請の手続きは、別添による。

附 則

(施行期日)

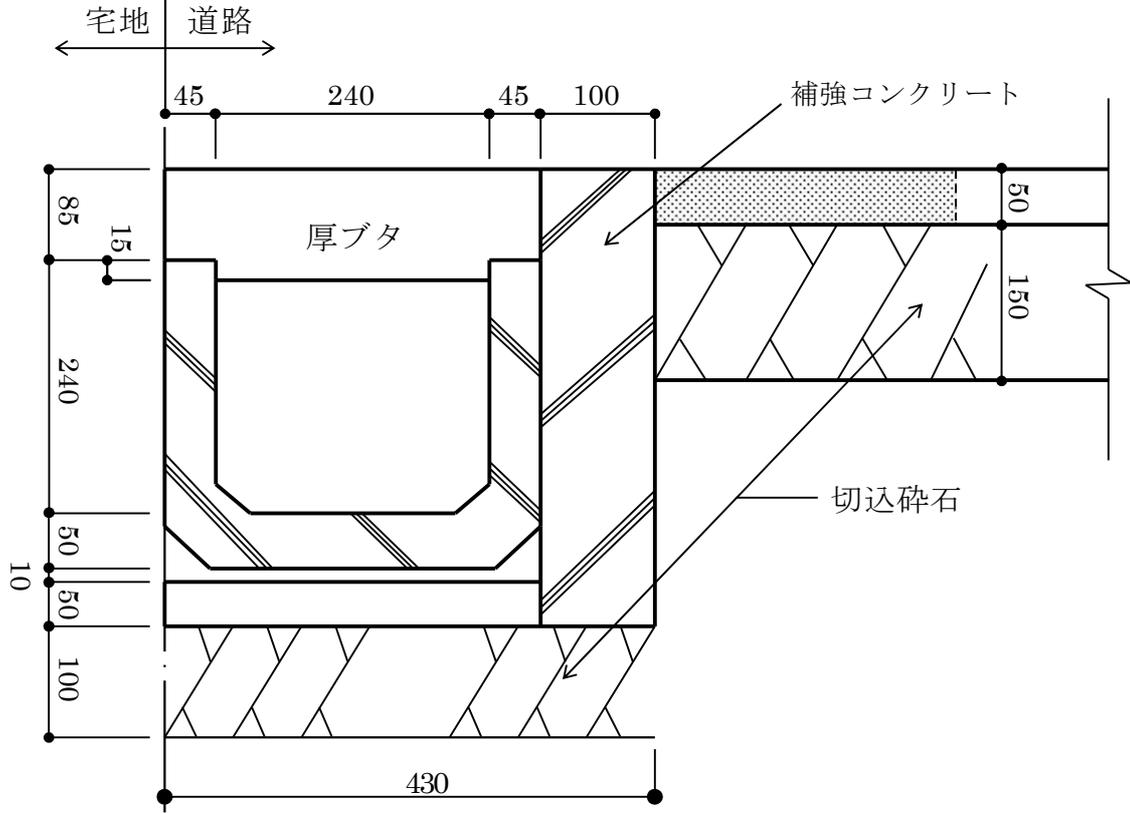
- (1) この要領は昭和61年4月1日から施行する。
 - (平成 5年12月 1日改正)
 - (平成 8年 5月10日改正)
 - (平成15年 4月 1日改正)
 - (平成19年11月 1日改正)
 - (平成24年10月 1日改正)
 - (平成26年 4月 1日改正)
 - (平成30年 4月 1日改正)
 - (平成30年11月 9日改正)

(経過処理)

- (2) この要領施行の際すでに道路の位置の指定申請書が提出されているものについては、なお従前の例による。
- (3) 法第53条の2の規定により都市計画において定められた敷地面積の最低限度については、都市計画決定の告示日の前日以前に工事に着手しているものについて適用除外とする。

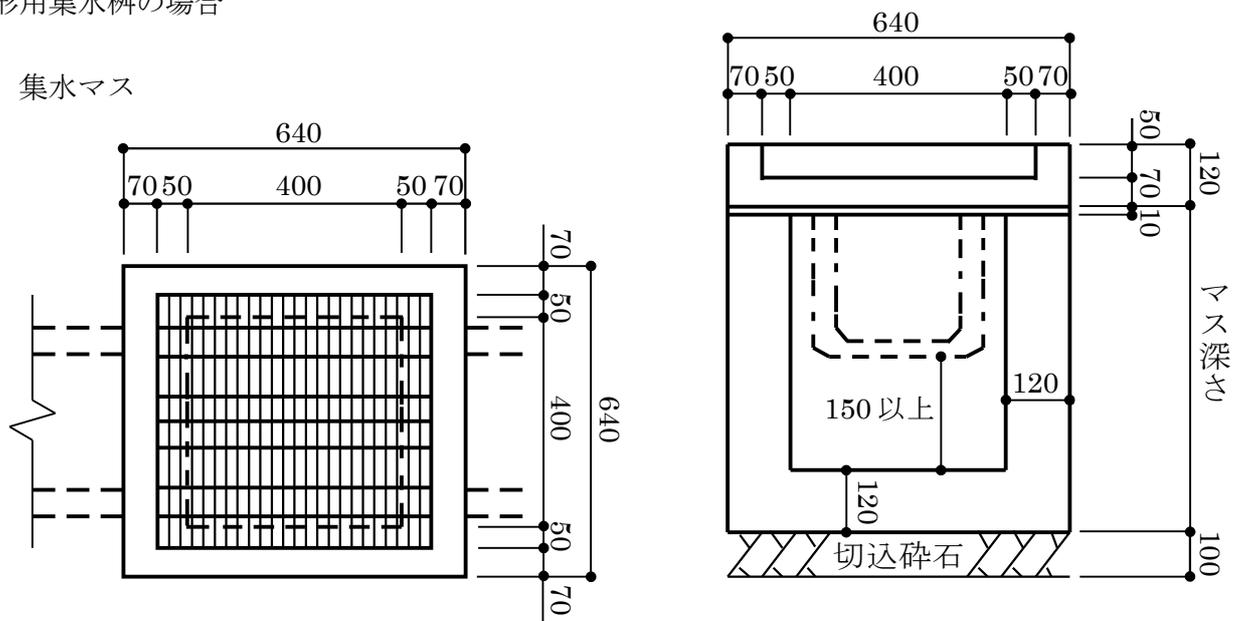
参 考

U形側溝の場合

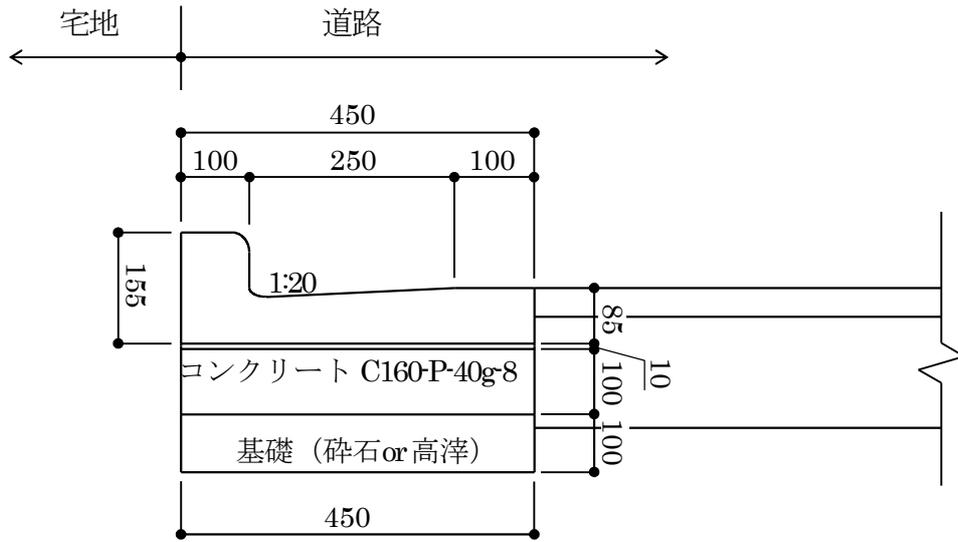


U形用集水桝の場合

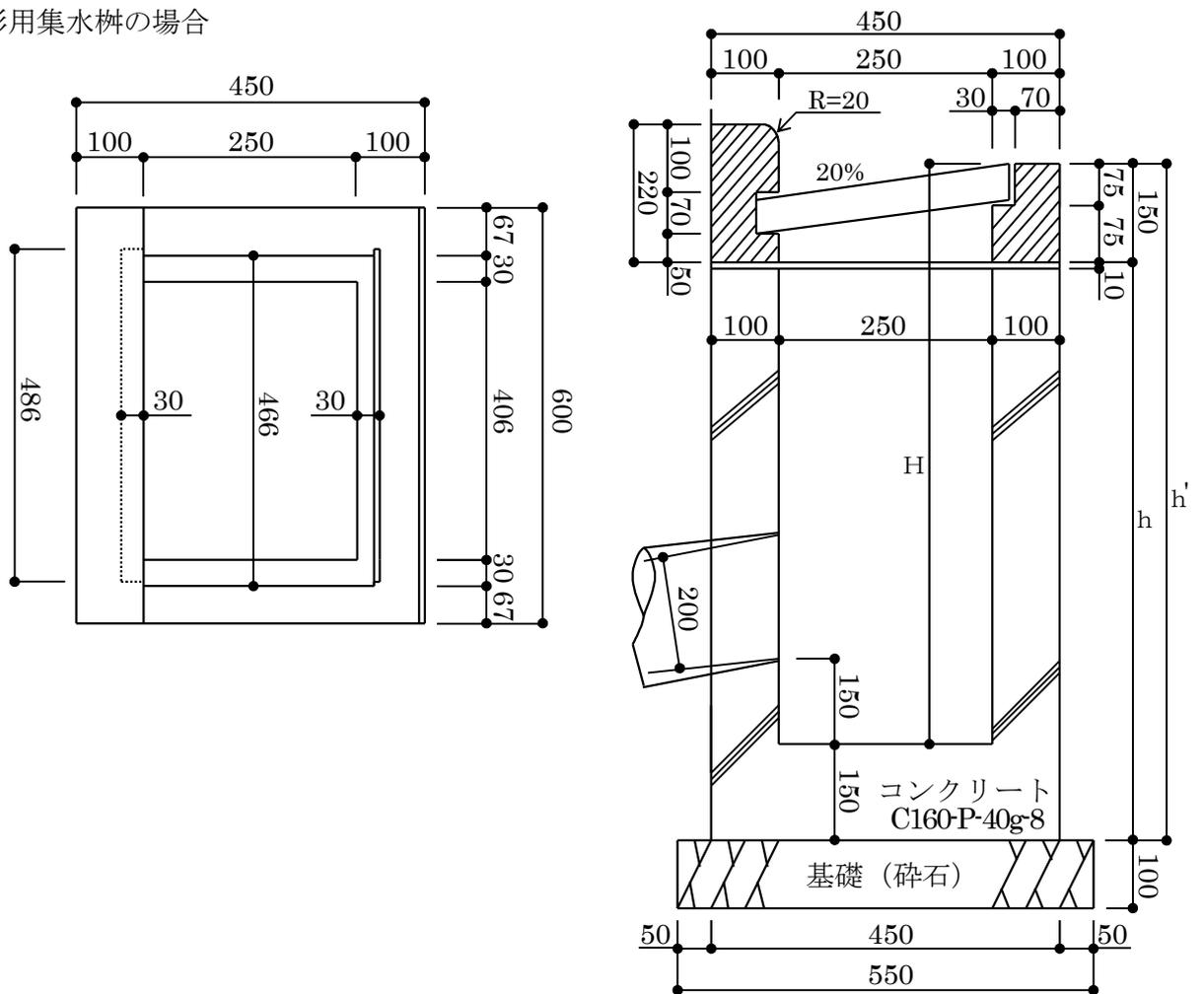
集水マス



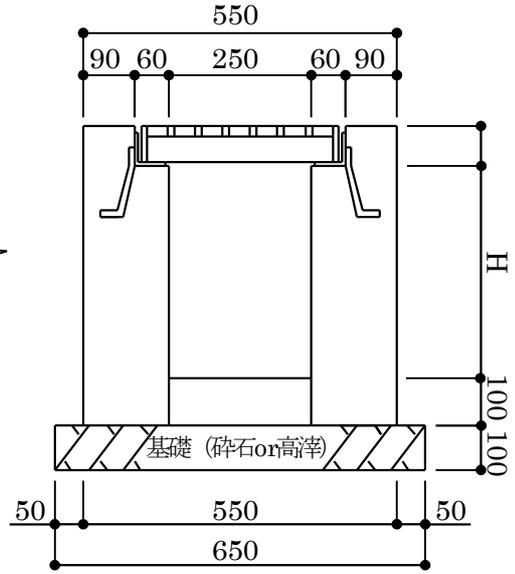
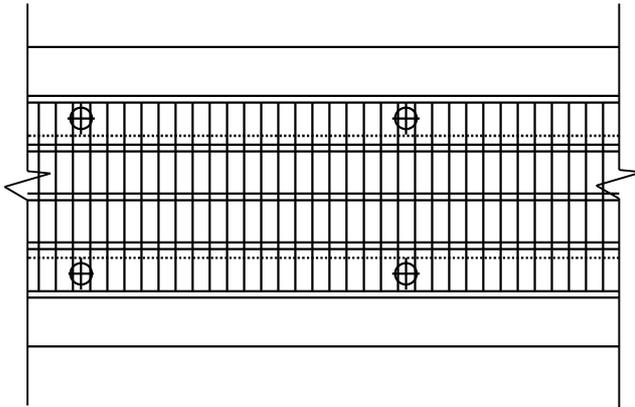
L形側溝の場合



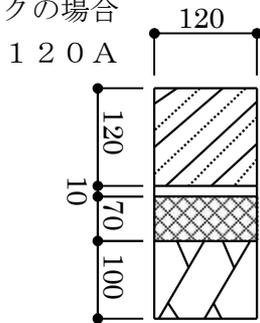
L形用集水桝の場合



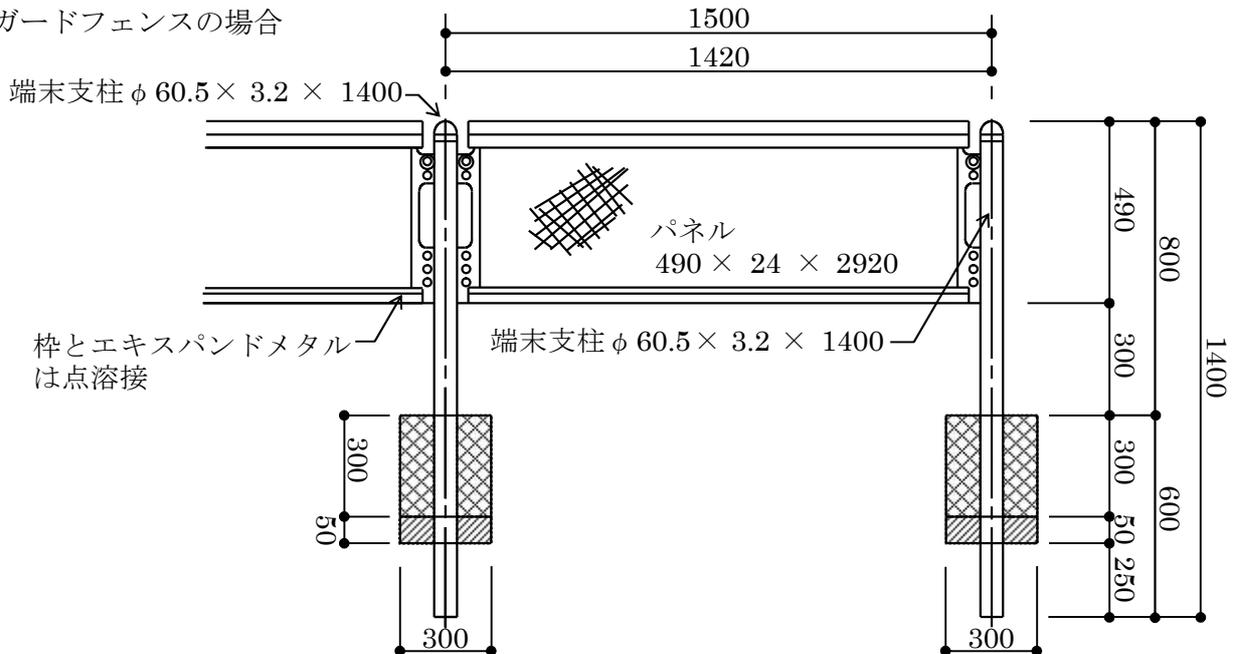
現場打横断溝の場合



地先境界ブロックの場合



ガードフェンスの場合



別 添

申 請 の 手 続 等

目 次

1. 申請者	16
2. 事前相談の関係局とその内容	16
3. 事前相談に必要な書類	16
4. 指定申請書	17
5. そ の 他	18
6. 手続きのフローチャート	19
7. 様 式	20
8 指定申請書の作成例	27
9 関係法令（抜すい）	28

1 . 申 請 者

申請者は、位置の指定を受けようとする土地の所有権を有する者、売買契約手続きが完了し所有権を取得することが確定したとみなされる者及びその土地に位置の指定を受けることについて所有権者より同意を受けた者とする。

2 . 事 前 相 談 の 関 係 局 と そ の 内 容

- (1) 建設緑政局（各区役所道路公園センター）
公道内及び水路の工事等に係る許認可及び占用許可に関すること。
- (2) 上下水道局（南部、中部下水道事務所及び西部、北部下水道管理事務所）
川崎市排水設備技術基準及び公共一般下水道施設工事等承認申請に関すること。
- (3) まちづくり局（指導部宅地審査課）
ア 宅地造成の許可に関すること。
イ 計画敷地が 500平方メートル未満の場合で、周囲の空地及び位置の指定を受けようとする土地に接する既存宅地等の敷地面積を算入した時、その面積が500平方メートル以上の場合、都市計画法第29条の許可の要・不要の判断に関すること。
- (4) まちづくり局（指導部建築指導課）
位置の指定の申請について。

3 . 事 前 相 談 に 必 要 な 図 面

- (1) 上下水道局関係（下水道に関すること）
ア 案内図（国土基本図 S=1/2500）
イ 排水設備平面図及び縦断面図
ウ 排水面積計算書
エ 流量計算書
- (2) まちづくり局指導部宅地審査課関係（開発行為、宅地造成に関すること）
ア 案内図（国土基本図 S=1/2500）
イ 配置図、造成計画平面図、造成計画断面図
ウ 次に掲げる土地の公図の写し
（ア）位置の指定を受けようとする土地及びその土地に接する建築敷地
（イ）上記に隣接する空地
エ ウに掲げる土地の登記事項証明書
- (3) まちづくり局指導部建築指導課関係（位置の指定に関すること）
ア 案内図（国土基本図 S=1/2500）
イ 配置図、計画平面図
ウ 公図の写し
（位置の指定を受けようとする土地及びその土地に接する建築敷地）
エ 道水路台帳の写し

4. 指定申請書

申請に必要な図書は、次のとおりである。

表1

番号	名称	内容	備考
1	道路の位置の指定申請書	細則第6号様式 細則第9号様式 ※申請書の写し・通知書は委任状及び図面のみ ※宅地審査課の裏判処理のために1部必要	申請書 1部 申請書の写し 2部 通知書 1部
2	委任状	代理人の申請による場合	申請書に添付
3	地番表	指定を受けようとする道路の敷地となる土地及びその土地に接する土地の地番、地目及び権利者の一覧表	申請書に添付
4	道路の位置の指定承諾書	細則第8号様式 指定を受けようとする道路の敷地となる土地等に所有権等権利を有する者の同意及び当該道路を道路の位置の指定に係る基準に適合するように管理する者の同意（登録印）	申請書に添付
5	隣接地及び既存私道の所有者の指定承諾	指定を受けようとする道路の敷地となる土地に接する土地等に所有権を有する者の同意及び位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地を既存私道に接続する場合の所有者の同意	申請書に添付
6	私設排水施設の接続同意書	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の排水施設の流末を私設の排水施設に接続する場合、その接続する敷地及び私設の排水施設の所有権を有するものの同意（登録印）	申請書に添付
7	全部事項証明書	番号4、5及び6に掲げる土地の全部事項証明書	申請書に添付 （受付時より1ヶ月以内のもの）
8	印鑑登録証明書	番号4、及び6に該当する者の印鑑登録証明書	申請書に添付 （受付時より3ヶ月以内のもの）
9	農地転用許可書 又は届出書	道路となる敷地の地目が田又は畑である場合	写しを申請書に添付
10	細則第7号様式	建築基準法規則第9条及び細則第15条の表に掲げるものを記入	原図並びに写しを4部

番 号	名 称	内 容	備 考
11	道路占用許可書 道路占用及び小規模工事施工許可書、道路工事等施工許可書	道路管理者以外のものが、道路の工事（自費工事）を行う場合	写しを申請書に添付
12	公共一般下水道施設工事等承認書	公共下水道への接続に関する事前協議議事録	写しを申請書に添付
13	下水道（用水路）敷占用・継続許可書	公共用水路等を占用する場合	写しを申請書に添付
14	土地境界査定原図抄本	指定を受けようとする道路の敷地となる土地が公道および公共用水路に接する場合	道水路台帳（1／500）の写しを申請書に添付
15	その他必要な図書	宅造の許可証および宅造の検査済証	写しを申請書に添付

※ 細則第7号様式の写しで、案内図、公図、および計画図に記載の指定を受ける道、又は変更、あるいは廃止を受ける道路の表示方法は、指定を受ける部分は「赤」、変更を受ける場合の変更以前の道路の部分は「黄」、宅地部分は「緑」又は「青」で色分けすること。

5 . そ の 他

(1) 私道の位置の変更および廃止の手続き

ア 細則第16条の規定に基づき私道を変更し、又は廃止しようとするときは、「道路の位置の指定申請手続き」の規定を準用する。

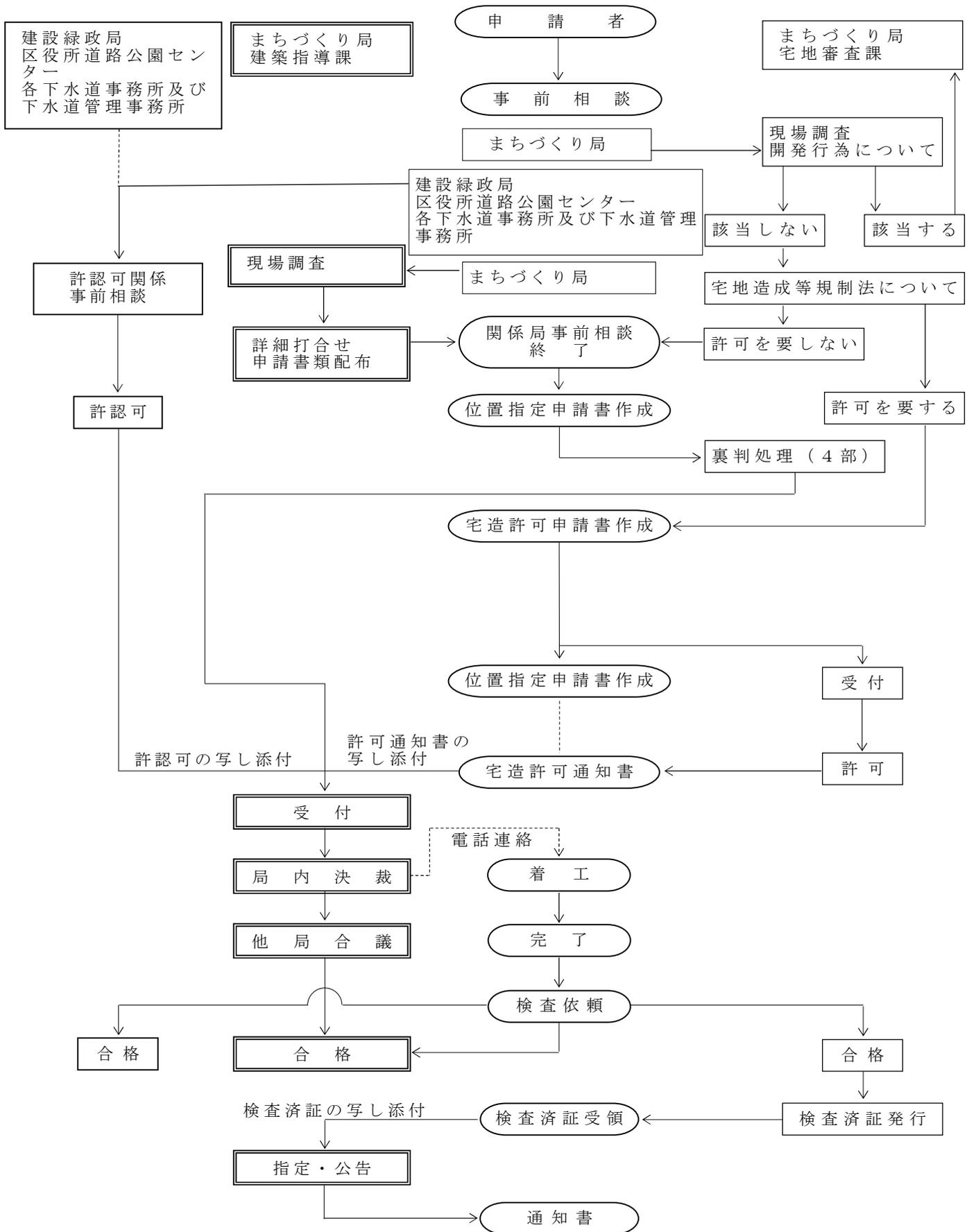
イ 権利者の同意

承諾を必要とする権利者の範囲

(ア) 変更または廃止をしようとする道路の土地等の所有者および変更又は廃止されることにより接道要件をみたさなくなる沿接敷地の関係権利者

※ 変更および廃止については種々の問題があるので、その都度まちづくり局指導部建築指導課と打合せをすること。

6. 手続きのフローチャート



道路の位置の指定申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

 住所 _____
 申請者 氏名 _____ 印

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 築造主住所氏名					
2 代理者住所氏名		電話 ()			
3 指定を受けようとする土地	(1) 地名地番	(地目)			
	(2) 用途地域		(3) 容積率及び 建ぺい率	_____% _____%	
	(4) 防火地域	防火、準防火、指定なし		(6) その他の区域、 地域又は地区	
	(5) 川崎市建築基準条例 第7条の規定による 日影時間の指定	(一)、(二)、(三)、 指定なし			
4 指定を受けようとする 道路の幅員及び延長					
5 指定を受けようとする 道路の位置の標示方法					
6 道路築造日 着工予定日	年 月 日	9 土地面積	私道面積	. m ²	
7 道路築造日 完了予定日	年 月 日		宅地面積	. m ²	
8 宅地数	区画		合計	. m ²	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己用 ・ 土地分譲 ・ 建築物分譲 ・ 既存整備 ・ その他 ・ 宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可(要・不要)				
※受付処理欄			※指定公告欄	指定	年 月 日
					年第 号
			公告	年 月 日	
				第 号	

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

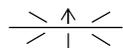
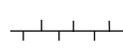
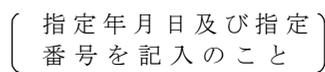
2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 3の項(4)及び(5)の号並びに備考は、該当するものを○で囲んでください。

第7号様式

	所在地	川崎市 区
	指定年月日	年 月 日
	指定番号	年 第 号
	公告年月日	年 月 日
	公告番号	第 号
	道路の幅員 及び延長	m × m
	私道面積	
	宅地面積	
	合計	
	図面制作者 住所氏名	

凡 例

	方位		地 番 境
	申 請 道 路		敷 地 境
	既 存 道 路		既 存 建 築 物
	指 定 済 道 路		法 面
	廃 止 さ れ る 道 路		コ ン ク リ ー ト 土 留
	指定年月日及び指定 番号を記入のこと		ブ ロ ッ ク 積
	都 市 計 画 道 路		間 地 石 積

- 注1 付近見取図、公図の写し及び敷地計画図と方位を一致させ、最寄の駅その他の目標となる地物を正確に記載してください。
- 2 公図の写しには、公図を閲覧した事務所の名称、日時及び閲覧者の氏名を記入してください。
- 3 敷地計画図には、地番境及び地番を記入し、それぞれ権利者の氏名を記入してください。
- 4 図面の縮尺は、200分の1以上（各部構造図については、20分の1以上）としてください。
- 5 単位は、「メートル」（小数点以下2位まで）としてください。

道路の位置の指定承諾書

(申請者氏名)

_____申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異義ありません。

また、指定を受けようとする道路の管理者にあつては、当該道路を道路の位置の指定に係る基準に適合するように管理します。

年 月 日

ア	イ	ウ	エ	オ
道路となる敷地に関係のある権利の対象となる物件	アの欄の土地、建築物又は工作物の所在地	権利の種別	権利者等住所氏名	印
備 考				

- 注 1 アの欄には、土地、建築物及び工作物（詳しい用途）を記入してください。
- 2 ウの欄に、アの欄のものについての権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。
- 3 道路の敷地となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物の所有権又はその他の権利を有する者（以下「権利者」という。）が管理者となる場合は、ウの欄にその旨（記載例：「所有権・管理者」と記載。）を記入してください。
- 4 権利者以外に管理者がいる場合は、ウの欄に「管理者」と記入し、当該管理者の承諾を得てください。
- 5 備考には、権利者等についての特記事項があればそれを記入してください。

道路の位置の指定通知書

指 定 通 知 欄					
1	築造主住所氏名				
2	代理者住所氏名	電話 ()			
指 定 に 係 る 土 地	3 (1) 地名地番	(地目)			
	(2) 用途地域	(3) 容積率及び 建ぺい率	% _____ %		
	(4) 防火地域	防火、準防火、指定なし	(6) その他の区域、 地域又は地区		
	(5) 川崎市建築基準条例 第7条の規定による 日影時間の指定	(一)、(二)、(三)、 指定なし			
4	指定に係る道路の 幅員及び延長				
5	指定に係る道路の 位置の標示方法				
6	道路築造 着工予定日	年 月 日	9 土 地 面 積	私道面積	. m ²
7	道路築造 完了予定日	年 月 日		宅地面積	. m ²
8	宅地数	区画		合計	. m ²

道路の変更（廃止）申請書

年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印

指定（既存）道路を変更（廃止）したいので、関係図書を添えて申請します。

1	築造主住所氏名			
2	代理者住所氏名	電話 ()		
3 申 請 場 所	(1) 地名地番	(地目)		
	(2) 用途地域		(3) 容積率及び 建ぺい率	_____% %
	(4) 防火地域	防火、準防火、指定なし	(6) その他の区域、 地域又は地区	
	(5) 川崎市建築基準条例 第7条の規定による 日影時間の指定	(一)、(二)、(三)、 指定なし		
4	申請に係る 道路の幅員及び延長			
5	変更又は廃止しようとする 道路の指定年月日及び番号	年 月 日	年 第 号	
6	申請の理由			
※ 備 考				
※ 受 付 処 理 欄		※ 変 更 ・ 廃 止 公 告 欄	変 更 ・ 廃 止	年 月 日
			公 告	年 第 号
			公 告	年 月 日
			公 告	第 号

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 3 3の項(4)及び(5)の号は、該当するものを○で囲んでください。

道路の変更（廃止）承諾書

（申請者氏名）

_____ 申請に係る道路の変更（廃止）申請書及び添付図面に記載されているとおり

の道路の変更（廃止）については、異議ありません。

年 月 日

ア	イ	ウ	エ	オ
申請に係る道路に関する権利の対象となる物件	アの欄の土地、建築物又は工作物の所在地	権利の種別	権利者住所氏名	印
備 考				

注1 アの欄には、土地、住宅、工場、広告塔等を記入してください。

2 ウの欄には、アの欄のものについての権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。

3 備考には、権利者についての特記事項があればそれを記入してください。

道路の変更（廃止）通知書

変 更 （ 廃 止 ） 通 知 欄			
1	築 造 主 住 所 氏 名		
2	代 理 者 住 所 氏 名	電話 （ ）	
申 請 場 所	3	(1) 地 名 地 番	(地目)
	(2) 用 途 地 域		(3) 容 積 率 及 び 建 ぺ い 率 % %
	(4) 防 火 地 域	防火、準防火、指定なし	(6) その他の区域、 地域又は地区
	(5) 川崎市建築基準条例 第7条の規定による 日影時間の指定	(一)、(二)、(三)、 指定なし	
4	申 請 に 係 る 道 路 の 幅 員 及 び 延 長		
5	変 更 又 は 廃 止 し よ う と す る 道 路 の 指 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	年 第 号
6	申 請 の 理 由		

8. 指定申請書の作成例

申請書

1. 道路の位置の指定申請書
2. 委任状（代理人のいる場合）
3. 地番表
4. 道路の位置の指定承諾書
5. 隣接地及び既存私道の指定承諾書
6. 私設排水施設の接続同意書
7. 土地登記事項証明書（指定道路部分及び周囲の土地のもの）
8. 印鑑登録証明書
9. 農地転用許可書又は届出書（農地である場合）
10. 原図（袋に入れ添付）
 11. 必要図面
 12. その他申請に必要なもの
 - ◎ 水路占用手続きが必要な場合
 - ◎ 宅地造成等規制法による手続きが必要な場合
 - ◎ 自費工事が必要な場合

通知書

1. 道路の位置の指定通知書
2. 委任状（写しでも可）
3. 必要図面

控（申請書の写）2部

1. 道路の位置の指定申請書
2. 委任状（写しでも可）
3. 必要図面

(注) 1. 取付け公道の境界査定が必要な場合、申請前にその手続きをすること。

◎についても同じ。

(注) 2. とじ方はA4サイズで左側とじとする。

(注) 3. **必要図面**（図面製作者、住所、氏名、申請場所、幅員延長を記入）

(注) 4. 開発の裏判処理のため、宅地審査課の控えとして申請書の写しが1部必要

9. 関係法令（抜すい）

位置の指定関係法令

(1) 建築基準法

(道路の定義)

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く）をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
 - (2) 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による道路
 - (3) 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に存在する道
 - (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2メートル（同項の規定により指定された区域内においては、3メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2メートル）以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道路の境界線とみなす。
- 3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については2メートル未満1.35メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4メートル未満2.7メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第1項の区域内の幅員6メートル未満の道（第1号又は第2号に該当する道にあっては、幅員4メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。
- (1) 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - (2) 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
 - (3) 第1項の区域が指定された際に道路とされていた道
- 5 前項第3号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4メートル未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第2項の規定により幅員1.8メートル未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(私道の変更又は廃止の制限)

第45条 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

(2) 建築基準法施行令

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難および通行の安全上支障がないと認めた場合

(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

(4) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(3) 建築基準法施行規則

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方 位 , 道 路 及 び 目 標 と な る 地 物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長および幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路および水路の位置並びに土地の高低その他地形形状特記すべき事項

(道の位置の指定の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類

(2)指定の年月日

(3)指定道路の位置

(4)指定道路の延長及び幅

2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)水平距離指定の年月日

(2)水平距離指定に係る道路の部分の位置

(3)水平距離指定に係る道路の部分の延長

(4)水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合において、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(4) 建設省告示1837号（昭和45年12月28日）

(道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件)

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 道の中心線から水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則〔昭和26年運輸省令第74号〕別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。

(2) 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

附 則

この告示は、昭和46年1月1日から施行する。

(5) 建設省住指発第44号通達

建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び運用について

昭46.1.29付建設省住指発第44号

第3、5、(2)ハ 自動車の転回広場

令第144条の3第1項第1号ハに規定する区間の算定については、他の道路との接続点または自動車の転回広場の中心点を起算点とすること。

(6) 川崎市建築基準条例

(道に関する基準等)

第7条の2 令第144条の4第2項の規定により定める基準の適用区域は、川崎市全域とする。

2 令第144条の4第2項の規定により定める同条第1項各号に掲げる基準と異なる基準は、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が90度以下の場合に限る。）は、角地の隅角をはさむ2辺の長さが等しく、他の一辺の長さが2.83メートル以上となる二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。
- (2) 令第144条の4第1項第5号の規定により設ける施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結したものであること。
- (3) 道は、アスファルト簡易舗装その他これと同等以上の耐久性を有する構造とし、縦断勾配が9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。

(7) 川崎市建築基準法施行細則

(道路の位置の指定申請書等)

第15条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書（第6号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する付近見取図及び同条に規定する明示すべき事項のほか地籍図に次の表に掲げる内容を記載したもの（第7号様式）。ただし、位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「道路敷」という。）とその道路敷に接する土地との高低の差が2メートル未満の場合にあっては同表2の項に掲げる図書を省略することができる。

図書の種類		明示しなければならない事項
1	敷地計画図 (縮尺200分の1以上)	(1) 指定を受けようとする道路の構造、路面の地盤高及びこう配 (2) 指定を受けようとする道路を利用しようとする敷地（以下「計画敷地」という。）の境界線、計画敷地内の宅地割り、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した道路を含む。） (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物 (5) 指定を受けようとする道路並びに計画敷地の排水方法及び経路
2	高低測量図 (縮尺200分の1以上)	(1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置
3	公図の写し	(1) 縮尺及び方位 (2) 公図を閲覧した事務所の名称、日時及び閲覧者の氏名

- (2) 道路敷及び当該道路敷に接する土地の登記事項証明書
- (3) 道路敷にある建物の登記事項証明書
- (4) 道路敷又は当該道路敷にある建築物若しくは工作物の所有権及びその他の権利を有する者並びに当該道を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の道路の位置の指定承諾書（第8号様式）
- (5) 前号に規定する者の印鑑登録証明書

(6) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する図面に明示しなければならない事項を他の図書に明示してその図書を同項の道路の位置の指定申請書に添える場合においては、その図書をもって同項第1号の図面に代えることができる。
- 3 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、耐水材料で作られている側溝、縁石その他これらに類するもの（以下「側溝等」という。）でその道の位置を標示しなければならない。
- 4 前項の規定によりその道の位置を標示した側溝等は、移動させてはならない。
- 5 第1項の規定による申請に基づき市長が道路の位置を指定した時は、道路の位置の指定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。
- 6 第1項の規定による申請書を提出した後に当該申請を取り下げようとする場合においては、第8条の規定を準用する。

（道路の変更及び廃止）

第16条 法第42条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第2項並びに法附則第5項の規定による私道（以下「私道」という。）を変更し、又は廃止しようとする場合（次条第1項に規定する場合を除く）は、道路の変更（廃止）申請書（第10号様式）に、前条第1項に規定する図書及び道路の変更（廃止）承諾書（第11号様式）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が変更又は廃止の審査に必要がないと認めた図書については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定に基づき道路の変更及び廃止をした場合においては、その旨を公告し、かつ、道路の変更（廃止）通知書（第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（開発区域内等の私道の変更又は廃止）

第17条 都市計画法による開発許可を受けた開発区域内の開発行為又は同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法による市街地再開発事業の施行地区内若しくは土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区内（以下「都市計画事業事業地内等」という。）の事業の工事に着手する部分に存在する私道を変更し、又は廃止しようとする場合は、当該開発行為又は事業を行う者等は、道路の変更（廃止）届（第12号様式の2）に、当該開発許可又は事業の認可を受けたことを証する書類その他これらに類するもの及び当該私道の変更又は廃止の内容を示す図書を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、開発区域内又は都市計画事業事業地内等において道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告するものとする。

（道路とみなされる道の指定）

第19条 法第42条第2項の規定により指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満、1.8メートル以上のものとする。

道路の位置の指定に関する取扱い要領

※無断転載禁ず